

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人土佐七郷会の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 法人役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の業務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の業務報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席した場合は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。又、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監督者への立ち合い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(常任専務理事の業務報酬等)

第6条 専務理事の選任については、理事の互選により、専務理事を置くものとする。

2 専務理事の報酬は、年俸制とし、報酬は別表3により支払うことができる。

(苦情対応第三者委員等の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席した場合は、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同日に開催される評議員会に出席した場合は、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員会が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応等の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 法人役員及び評議員が、法人業務等のため出張する場合は、土佐七郷会職員旅費規程により支給することができる。また、法人役員及び評議員が理事長の招集する理事会・評議員会に出席した場合は、法人職員旅費規程の定めるところに準じた旅費を支給することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員が兼務する役員及び評議員等には、この規程は適用しない。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

この規程は、昭和63年6月13日より適用する。

改定	平成13年	3月10日
改定	平成15年	3月30日
改定	平成21年	6月14日
改定	平成23年	6月1日
改定	平成27年	4月1日
改定	平成29年	4月1日

別表 1 (日額)

名 称	報酬額	備 考
理事会出席報酬等	7,000 円	表記から源泉徴収した額
評議員会出席報酬等	7,000 円	〃
苦情対応第三者委員会	7,000 円	〃
評議員選任・解任委員会	7,000 円	〃

別表 2 (日額)

名 称	報酬額	備 考
理事長業務報酬等	10,000 円	表記から源泉徴収した額
理事及び評議員業務報酬等	10,000 円	〃
監事監査指導報酬等	10,000 円	〃
苦情対応第三者委員会	10,000 円	〃

別表 3 (年収額)

名 称	報酬額	備 考
常任専務理事報酬等	3,600,000 円	

社会福祉法人土佐七郷会 役員等名簿

令和6年6月1日 現在

役員名	氏名	職業等
理事長	モリモト 孝男 森本 孝男	元社会福祉法人 土佐七郷会 専務理事・施設長
理事	フクドメ ヨ 福留 むつ代	幡東保護司・家庭裁判所調停委員
理事	サカモト あや 坂本 あや	黒潮町社会福祉協議会 会長
理事	ナガサキ カズヒサ 長崎 一久	社会福祉法人 土佐七郷会 施設長(ジョブなしろ・ななさと・みなとがわ)
理事	ヤマワキ カツヒト 山脇 克仁	社会福祉法人 土佐七郷会 施設長(大方誠心園・すてっぷ)
理事	シノダ ユウジ 篠田 裕次	社会福祉法人 土佐七郷会 施設長(大方生華園)
専務理事	カネコ ショウイチ 金子 章一	元社会福祉法人 土佐七郷会 施設長
監事	オジマ フミオ 小島 文雄	社会福祉法人 高知県知的障害者育成会 理事 社会福祉法人 高知西県南福祉協会・一条協会 評議員
監事	マツダ ハルキ 松田 春喜	元 黒潮町副町長
評議員	ウラタ マコト 浦田 信	神官 保護司
評議員	ハンダ ヒデヨ 橋田 秀代	元大方町議会議員 黒潮町民生委員
評議員	シナムラ タダシ 島村 忠司	元社会福祉法人一条協会理事・施設長
評議員	ノミ セイジ 野並 誠路	元黒潮町役場 職員 田野浦地区 区長
評議員	カミ オカ ケイ 上岡 敬	多機能事業所アオ 施設長 就労・生活支援事業 管理者
評議員	ムラカミ ケンタロウ 村上 健太郎	特別非営利活動法人NPO砂浜美術館 理事長
評議員	タムラ マサト 田村 真人	特別養護老人ホーム 施設長
評議員	マツイ カズヒサ 松井 和久	元大方青少年育成会 常務理事 鞭地区 区長

令和6年度 理事 7名、 監事 2名、 評議員 8名 の役員等構成